

2 人権施策を推進するための取組み

(7) 人権に関する相談・支援機能の充実

相談機能を充実し、市民のニーズに的確に対応できるように努めます。また、市民が行う人権問題の課題解決に向けた活動との連携や協働を進めます。

〈施策の方向性〉

- ・関係機関との連携による相談機能の充実
- ・相談窓口職員の資質向上
- ・相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実
- ・市民活動団体等との連携による人権相談機能の充実

①推進のための取組み																				
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																				
②施策の方向性																				
関係機関との連携による相談機能の充実																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
人権相談	平成11年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>【人権全般】</p> <p>人権推進センターでは、人権問題が複雑化・多様化するなか、様々な人権相談を受け付けている。相談内容は多岐に渡り、あらゆる人権相談に対して迅速で適切な対応を行っていく必要があるため、北九州人権擁護委員協議会の人権擁護委員が対応し、傾聴やアドバイス、適切な窓口等の情報提供に加え、必要に応じ法務局の紹介を行う。</p> <p>【人権相談の概要】</p> <p>方 法：電話(093-562-5088)、来所での受付 日 時：土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日、8:30～17:00 場 所：人権推進センター(小倉北区大手町11-4大手町ビル8階) 相談員：北九州人権擁護委員協議会の人権擁護委員</p>																				
⑦令和4年度までの実施状況																				
<p>【人権相談受付件数】</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権相談受付</td> <td>210</td> <td>271</td> <td>564</td> <td>662</td> <td>598</td> </tr> <tr> <td>うち人権侵害</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	人権相談受付	210	271	564	662	598	うち人権侵害	18	16	10	4	11
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
人権相談受付	210	271	564	662	598															
うち人権侵害	18	16	10	4	11															
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評 価	<p>人権相談を受けた際には、相談者自身による解決を目指して、アドバイスをを行っている。必要に応じて、適切な相談窓口へのつなぎや、専門的な相談窓口を紹介するため、市や県の相談窓口に関する情報を把握し、相談員と情報共有を図っている。</p> <p>相談件数は、令和元年以降、増加傾向にあるが現行スタッフで対応できており、相談者に寄り添った対応を行っている。</p>																			
概ね指針どおり																				
一部課題あり																				
課題あり																				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>人権相談は、人権侵害を受けた人の救済だけでなく、人権侵害の発生や拡大の防止にもつながるものと考えている。平成23年度から相談員の勤務時間を調整し、昼休みの時間も相談に応じている。人権相談窓口について、様々な広報の機会を利用して、周知を行う。相談以上の対応が必要と判断される相談については、今後も法務局北九州支局と緊密な連携をとる。</p>																				
⑩令和5年度以降の実施計画																				
継続実施																				

①推進のための取組み		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実		
②施策の方向性		
関係機関との連携による相談機能の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化(再掲) 第3章 2-(6),(9)	平成19年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部(法テラス北九州)と情報交換を行い、連携を図りながら、複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、相談機能の充実を図っている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>平成18年度より毎年1回程度3機関の担当者が集まり、相談業務の現状について情報交換や意見交換を行っている。令和4年度は、令和4年5月24日人権推進センターにて、令和2年度及び3年度における各機関の相談業務の状況等についての情報交換会を開催。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>3機関の情報・意見交換を通じ、相談機能の強化を図ることは、複雑化・多様化する相談内容＝市民ニーズに適切に対応していくために不可欠な取組みであり、3機関ともに、今後も継続していくことで合意している。互いに相談者を引き継ぎやすくなり、迅速な対応が可能となっている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>より一層有意義な情報交換の場とするよう工夫し、引き続き連携を深めていく。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>継続実施</p>		

①推進のための取組み				
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実				
②施策の方向性				
関係機関との連携による相談機能の充実				
③事業名	④実施期間	⑤所管局		
北九州市パートナーシップ宣誓制度	令和元年度～	保健福祉局		
⑥事業・取組みの内容				
【性的マイノリティ】				
<p>北九州市では、北九州市人権行政指針の理念に基づき、市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指すことを目的として、パートナーシップ宣誓制度を導入している。本制度は、一方又は双方が性的少数者(LGBT当事者)である2人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力することを市長に対し宣誓する制度である。法的に婚姻と同等の効果はないが、価値観や個性の違い、多様性を認め、当事者の生き方を後押しする制度であり、要綱の要件を満たした場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する。</p>				
⑦令和4年度までの実施状況				
(1)宣誓件数				
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
8組	6組	6組	10組	30組
(2)要件緩和 令和4年2月 ・同居していない場合でも宣誓可能とする ・養子縁組を結んだカップルも対象とする				
(3)行政サービスの紹介 令和5年3月、宣誓書受領証が活用できる行政サービスについて、市公式ホームページでの公表				
(4)連携協定 宣誓カップルが「パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定」を締結している自治体へ転居する場合、継続利用申請を行うことにより、転居先でも受領証を継続して利用することができるように、各都市と相互に利用する協定を締結している。 令和2年4月：福岡市・熊本市・古賀市、令和4年2月：鹿児島市、令和4年4月：福岡県				
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由				
評価				
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	令和元年7月の制度導入以降、令和4年度末で、30組が宣誓している。宣誓理由は、“記念や区切りとしたい”や“勤務先での福利厚生用の証明資料としたい”等様々である。チラシやホームページなどの広報、周知の成果があり、宣誓者が増加している。			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し				
今後も、より一層の市民及び市内企業等への周知を図る。				
⑩令和5年度以降の実施計画				
<p>令和5年4月1日、福岡県と包括連携協定を締結し、福岡県内の自治体だけでなく、福岡県が協定締結する他県や他県内の自治体とも転出入後の相互利用(再度の宣誓が不要)を可能とし、当事者の利便性向上を図っている。 市内企業等における性的マイノリティに関する制度やサービス・商品をアンケートで把握し、その結果を周知することにより、さらなる取組みを促進し、当事者の利便性向上を図る。</p>				

①推進のための取組み																				
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																				
②施策の方向性																				
関係機関との連携による相談機能の充実																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
北九州市保健福祉オンブズパーソン事業	平成20年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>【人権全般】</p> <p>市が実施し又は所管する保健福祉サービスに関する利用者及び利用希望者からの苦情を、中立かつ公正な第三者の機関を通して簡易かつ迅速に処理することにより、利用者等の権利及び利益を保護し、保健福祉サービスの質の確保を図るとともに、公正で信頼される保健福祉行政を推進する。</p>																				
⑦令和4年度までの実施状況																				
平成20年11月1日 事業の運営開始																				
<p>【相談受付件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付</td> <td>169</td> <td>154</td> <td>227</td> <td>190</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>うち苦情申立</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	相談受付	169	154	227	190	307	うち苦情申立	1	0	0	3	3
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
相談受付	169	154	227	190	307															
うち苦情申立	1	0	0	3	3															
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>																			
	<p>平成22年度以降、年間150件を超える相談件数で推移しており、令和4年度は、307件の相談件数であった。苦情申立に至らないケースであっても、相談内容によっては、市の担当部署に直接状況を確認して相談者へ回答するなど、相談者のニーズに対応している。</p> <p>また、オンブズパーソンの意見書によって、接遇の改善や研修の充実が図られたものもあり、利用者等の人権を尊重するとともに権利及び利益を保護し、保健福祉サービスの質の向上を図ることができたと評価している。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>継続して事業を実施する。</p> <p>相談内容の多くは、オンブズパーソンへの苦情申立を望むより、区役所等の窓口対応等の改善を求める傾向が強い。</p>																				
⑩令和5年度以降の実施計画																				
<p>保健福祉オンブズパーソン事務局が仲介役となり、相談者と保健福祉サービス担当者の双方の意見を聞きながら、相談者の不満等を解消していく方策を提案していく。</p>																				

①推進のための取組み																							
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																							
②施策の方向性																							
関係機関との連携による相談機能の充実																							
③事業名	④実施期間	⑤所管局																					
障害者差別解消相談コーナーの設置・運営	平成28年度～	保健福祉局																					
⑥事業・取組みの内容																							
<p>【障害】</p> <p>障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、紛争の防止や事案の解決に至るまでの支援を行う窓口として、「障害者差別解消相談コーナー」を設置・運営する。</p>																							
⑦令和4年度までの実施状況																							
<p>平成28年4月18日より開設。障害の特性に詳しい専門の相談員を配置し、障害当事者や民間事業者等からの相談に応じている。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">【相談件数】</th> <th>(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>137</td> <td>108</td> <td>103</td> <td>79</td> <td>54</td> <td>57</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>			【相談件数】						(単位:件)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	137	108	103	79	54	57	40
【相談件数】						(単位:件)																	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																	
137	108	103	79	54	57	40																	
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																							
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>障害を理由とする差別に関する相談について、引き続き相談対応や調整活動等を行った。</p>																						
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																							
<p>「障害者差別解消法」及び「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の趣旨や障害者差別解消相談コーナーについてのさらなる周知が必要。</p>																							
⑩令和5年度以降の実施計画																							
<p>令和5年度以降も継続して相談窓口を運営していく。</p>																							

①推進のための取組み														
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実														
②施策の方向性														
関係機関との連携による相談機能の充実														
③事業名	④実施期間	⑤所管局												
ホームレス対策推進事業	平成16年度～ 令和9年度(終了予定)	保健福祉局												
⑥事業・取組みの内容														
<p>【ホームレス】</p> <p>自立の意思がありながら、ホームレスになることを余儀なくされた者に対し、事業の実施により、利用者の人格の尊重と尊厳の確保に努め、関係機関と連携して、包括的な相談支援を行い、自立につなげるもの</p>														
⑦令和4年度までの実施状況														
<p>ホームレスの人数それ自体については、平成16年9月にホームレス自立支援センターを設置した当初、市内のホームレスとして把握している数は434人だった。その後、減少を続け、令和2年度以降は、55人前後の横ばい状態で推移。</p> <p>ホームレス自立支援センター入所中に他機関(病院、ハローワーク等)と連携し、生活相談、資格取得、就業相談、紹介等、包括的支援を実施している。</p> <p>【ホームレス数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数(名)</td> <td>66</td> <td>55</td> <td>52</td> <td>54</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H30	R元	R2	R3	R4	数(名)	66	55	52	54	59
年度	H30	R元	R2	R3	R4									
数(名)	66	55	52	54	59									
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>関係機関と連携協働し、利用者の尊厳の確保に努め、自立に向けて支援を継続している。ホームレス自立支援センター退所後も相談員が困りごとがないか、家庭訪問をし、相談支援を行うなど、アフターフォローも丁寧に行っている。</p>													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
引き続き、関係機関との連携を図り、包括的な相談支援を行う。														
⑩令和5年度以降の実施計画														
「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が令和9年に期限を迎えるにあたり、令和5年7月に厚生労働省が基本指針を示した。この基本方針に基づき、福岡県が策定する基本計画を踏まえ、本市も「北九州市ホームレス自立支援実施計画」を令和9年終了見込みの計画を、令和5年度中に改訂する予定。														

①推進のための取組み																																		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																																		
②施策の方向性																																		
関係機関との連携による相談機能の充実																																		
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																
法律人権相談	昭和39年～	広報室																																
⑥事業・取組みの内容																																		
<p>【人権全般】</p> <p>金銭・土地・家屋・親族・人権問題等の悩みを抱えている市民に対し、弁護士と人権擁護委員が無料で相談に応じるもの。相談は、各区で毎月1回開催している。</p>																																		
⑦令和4年度までの実施状況																																		
<p>【相談件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金銭</th> <th>親族</th> <th>土地</th> <th>家屋</th> <th>人権</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>171</td> <td>332</td> <td>135</td> <td>76</td> <td>80</td> <td>117</td> <td>911</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>165</td> <td>400</td> <td>181</td> <td>87</td> <td>83</td> <td>129</td> <td>1,045</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>211</td> <td>431</td> <td>133</td> <td>97</td> <td>75</td> <td>119</td> <td>1,066</td> </tr> </tbody> </table>				金銭	親族	土地	家屋	人権	その他	合計	令和2年度	171	332	135	76	80	117	911	令和3年度	165	400	181	87	83	129	1,045	令和4年度	211	431	133	97	75	119	1,066
	金銭	親族	土地	家屋	人権	その他	合計																											
令和2年度	171	332	135	76	80	117	911																											
令和3年度	165	400	181	87	83	129	1,045																											
令和4年度	211	431	133	97	75	119	1,066																											
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																		
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>法律人権相談では、人権擁護委員もしくは弁護士に無料で人権相談ができ、かつ各区で毎月開催しているといった点から、市民のニーズに対応しており、人権相談機能が充実しているといえる。したがって引き続き事業を継続し、市民に相談の場を提供する必要がある。</p>																																	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																		
<p>法律人権相談については、長年の実施により市民生活に定着し、有効に機能していると思われる。</p>																																		
⑩令和5年度以降の実施計画																																		
<p>継続実施</p>																																		

①推進のための取組み																				
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																				
②施策の方向性																				
関係機関との連携による相談機能の充実																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
北九州市配偶者暴力相談支援センター事業	平成18年度～	子ども家庭局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>【女性】</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が平成16年12月に改正されたことにより、市町村においても配偶者暴力相談支援センターが設置できるようになったことから、平成18年4月18日に開設し、DVに関する下記の取組み及び相談対応を実施している。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <p>①DVに関する相談、専門機関の紹介 保護命令制度に関する情報提供など</p> <p>②DVに関するカウンセリング 一時保護施設に関する情報提供など 自立支援に向けた情報提供など</p>																				
⑦令和4年度までの実施状況																				
<p>【相談件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DV相談</td> <td>298</td> <td>228</td> <td>254</td> <td>256</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>緊急一時保護施設への移送</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	DV相談	298	228	254	256	225	緊急一時保護施設への移送	0	0	0	0	0
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
DV相談	298	228	254	256	225															
緊急一時保護施設への移送	0	0	0	0	0															
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>DVに関する認識は高まっており、相談内容が複雑化・深刻化している婦人保護に関する相談に対し、相談者の気持ちに寄り添い必要な施策につなぐために事業を継続した。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>各区役所子ども・家庭相談コーナー、女性相談所、警察など、関係機関等との連携が重要であることから、今後も密に連携していく必要がある。</p>																				
⑩令和5年度以降の実施計画																				
<p>継続してDV窓口と児童虐待窓口との連携の強化を行う。</p>																				

①推進のための取組み												
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実												
②施策の方向性												
関係機関との連携による相談機能の充実												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
子ども・家庭相談コーナー運営事業	平成14年度～	子ども家庭局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>【女性・こども】</p> <p>子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、必要なサービス・支援へとつなぐ総合的な相談窓口「子ども・家庭相談コーナー」を平成14年5月から市内全区役所に設置し様々な相談に応じている。</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <p>①子育て支援の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所や放課後児童クラブ(学童保育)など「子育て支援サービス」について ・育児サークルや地域活動について ・各種講座、イベント等について <p>②子どもや家庭についての相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児の不安や悩みについて ・子どもの健康や発育について ・援護が必要な子どもについて(子どもの虐待 等) ・母子・父子家庭に関して ・夫婦関係、家庭の問題について <p>③教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育について(いじめ、不登校、非行 等) ・小・中・特別支援学校(学級)への就学について ・就学援助、奨学資金の手続きについて 												
⑦令和4年度までの実施状況												
<p style="text-align: center;">【相談件数】 (単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">74,385</td> <td style="text-align: center;">81,681</td> <td style="text-align: center;">77,956</td> <td style="text-align: center;">80,486</td> <td style="text-align: center;">80,760</td> </tr> </tbody> </table>			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	74,385	81,681	77,956	80,486	80,760
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度								
74,385	81,681	77,956	80,486	80,760								
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評価												
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	同コーナーは児童虐待やいじめ、DV等、多様化している人権に関する相談に対応している。配偶者暴力相談支援センター、女性相談所、学校、警察などの関係機関とも必要に応じて連携をとっており、様々な相談に対応できるよう、機能強化を図っている。											
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
今後も関係各所と密に連携し、多様な相談に対応していきたい。												
⑩令和5年度以降の実施計画												
継続実施												

①推進のための取組み		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実		
②施策の方向性		
相談窓口職員の資質向上		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
同和対策課・地域交流センター職員の資質向上(再掲) 第3章 2-(4) 第4章 2-(2)-②	平成17年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
【人権全般】		
<p>人権文化のまちづくりを推進するため、地域交流センターや同和対策課、人権文化推進課の職員を対象に、初任者研修、人権啓発推進者養成講座、人権相談従事者研修、運動団体の研究集会など、各種研修に参加・受講させ、資質を高める。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修、新任館長・次長研修(平成17年度～) ・地域交流センター職員マナー講座(平成23年度～) ・指導者養成講座・基礎編(平成17年度～) ・指導者養成講座・発展編(平成18年度～) ・指導者養成講座・コーディネーター編(平成25年度～) ・人権相談従事者研修[主催:福岡県](平成20年度～) ・全隣協、県隣協研修会(平成17年度～) ・各種研究集会(平成17年度～) ・その他、福祉制度の改正等に伴う研修への参加促進(随時) 		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>人権啓発活動、交流事業、相談事業等における中心的、指導的役割を果たせるよう、業務に支障のない範囲で積極的に各種研修会に参加させている。職員の資質の向上に寄与している。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>継続的な取組みが必要。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>・地域交流センター職員研修の充実を図ることにより資質の向上を目指す。</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実		
②施策の方向性		
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化(再掲) 第3章 2-(6),(9)	平成19年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部(法テラス北九州)と情報交換を行い、連携を図りながら、複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、相談機能の充実を図っている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>平成18年度より毎年1回程度3機関の担当者が集まり、相談業務の現状について情報交換や意見交換を行っている。令和4年度は、令和4年5月24日人権推進センターにて、令和2年度及び3年度における各機関の相談業務の状況等についての情報交換会を開催。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>3機関の情報・意見交換を通じ、相談機能の強化を図ることは、複雑化・多様化する相談内容＝市民ニーズに適切に対応していくために不可欠な取組みであり、3機関ともに、今後も継続していくことで合意している。互いに相談者を引き継ぎやすくなり、迅速な対応が可能となっている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>より一層有意義な情報交換の場とするよう工夫し、引き続き連携を深めていく。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>継続実施</p>		

①推進のための取組み																																
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																																
②施策の方向性																																
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実																																
③事業名	④実施期間	⑤所管局																														
高齢者の虐待防止事業	平成17年度～	保健福祉局																														
⑥事業・取組みの内容																																
<p>【高齢者】</p> <p>地域レベル・区レベル・市レベルの虐待防止システムを医師会・弁護士会・警察等と緊密な連携を図りながら運営するとともに、養護者(介護者)の支援や虐待予防の啓発などを行い、在宅における養護者による虐待を防止する。</p> <p>また、判断能力が衰えた高齢者の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用を促進するため、令和4年10月より、後見開始の審判申立て費用や後見人等への報酬の助成対象を「市長申立て」のみから「本人・親族申立て」にも拡大し、生活困窮状態等にある高齢者の権利を保障する。</p>																																
⑦令和4年度までの実施状況																																
<p>●地域包括支援センターが受理した虐待通報件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>216</td> <td>206</td> <td>200</td> <td>236</td> <td>322</td> </tr> </tbody> </table> <p>(通報があった時点で地域包括支援センターは総括支援センターと連携しながら事実確認や支援を行っている。)</p> <p>●地域包括支援センター職員などへの権利擁護研修の実施 研修内容:成年後見制度の利用促進、高齢者虐待対応における法的知識の習得等 H18年度より毎年実施</p> <p>●成年後見制度市長申立て件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>20</td> <td>26</td> <td>23</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>●後見等報酬助成件数 (令和4年度のカッコ内は助成範囲を拡大した本人・親族申立てに対する助成件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>15(6)</td> </tr> </tbody> </table>			H30	R1	R2	R3	R4	216	206	200	236	322	H30	R1	R2	R3	R4	11	20	26	23	22	H30	R1	R2	R3	R4	13	17	17	19	15(6)
H30	R1	R2	R3	R4																												
216	206	200	236	322																												
H30	R1	R2	R3	R4																												
11	20	26	23	22																												
H30	R1	R2	R3	R4																												
13	17	17	19	15(6)																												
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																
評価	<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>																															
<p>高齢者虐待対応については、早期発見・早期対応が行われており、一定の成果をあげている。成年後見制度利用支援についても、被虐待者などを中心に権利を保障するため市長申立てなどを行い一定の成果をあげている。</p> <p>令和4年10月より開始した、生活困窮状態等にある後見等開始の審判申立費用及び後見等報酬の助成範囲拡大については、制度周知の充実を図るため、専門職(弁護士等)に対して研修を実施した。</p>																																
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																
<p>高齢者虐待、権利擁護については継続して周知の充実を図るため、関係機関への研修等を行う必要がある。</p>																																
⑩令和5年度以降の実実施計画																																
<p>今後も高齢者の虐待については、早期発見・早期対応を基本とし、成年後見制度を必要とする高齢者について利用に繋がるよう、事業を継続していく。</p>																																

①推進のための取組み																
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																
②施策の方向性																
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実																
③事業名	④実施期間	⑤所管局														
障害者差別解消相談コーナーの設置・運営(再掲)	平成28年度～	保健福祉局														
⑥事業・取組みの内容																
<p>【障害】</p> <p>障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、紛争の防止や事案の解決に至るまでの支援を行う窓口として、「障害者差別解消相談コーナー」を設置・運営する。</p>																
⑦令和4年度までの実施状況																
<p>平成28年4月18日より開設。障害の特性に詳しい専門の相談員を配置し、障害当事者や民間事業者等からの相談に応じている。</p> <p>【相談件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>137</td> <td>108</td> <td>103</td> <td>79</td> <td>54</td> <td>57</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	137	108	103	79	54	57	40
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度										
137	108	103	79	54	57	40										
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																
<p>評価</p> <p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>障害を理由とする差別に関する相談について、引き続き相談対応や調整活動等を行った。</p>															
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																
<p>「障害者差別解消法」及び「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の趣旨や障害者差別解消相談コーナーについてのさらなる周知が必要。</p>																
⑩令和5年度以降の実施計画																
<p>令和5年度以降も継続して相談窓口を運営していく。</p>																

①推進のための取組み																																																																										
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																																																																										
②施策の方向性																																																																										
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実																																																																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																																																								
24時間子ども相談ホットライン事業	平成14年度～	子ども家庭局																																																																								
⑥事業・取組みの内容																																																																										
【こども】																																																																										
<p>様々な悩みを抱える子どもたちや子育てに悩む保護者からの相談を受け、一緒に考え、アドバイスするとともに、相談内容に応じた専門機関等を紹介する24時間・365日体制の電話相談窓口である。</p> <p>また、子ども総合センター閉庁時における児童虐待等緊急の相談、通告に対応することにより、児童虐待の早期発見、早期対応を図るもの。</p>																																																																										
⑦令和4年度までの実施状況																																																																										
<p style="text-align: center;">【相談件数】 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養護相談</td> <td>1,599</td> <td>1,511</td> <td>1,751</td> <td>1,682</td> <td>1,506</td> </tr> <tr> <td>┆虐待(内数)</td> <td>204</td> <td>349</td> <td>369</td> <td>304</td> <td>338</td> </tr> <tr> <td>障害相談</td> <td>105</td> <td>71</td> <td>33</td> <td>18</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>非行相談</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>育成相談</td> <td>1,390</td> <td>1,583</td> <td>1,330</td> <td>1,283</td> <td>1,037</td> </tr> <tr> <td>┆不登校(内数)</td> <td>81</td> <td>78</td> <td>49</td> <td>48</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>保健相談</td> <td>100</td> <td>129</td> <td>66</td> <td>85</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>72</td> <td>55</td> <td>147</td> <td>164</td> <td>436</td> </tr> <tr> <td>不明(無言・いたずら)</td> <td>1,815</td> <td>2,054</td> <td>1,791</td> <td>731</td> <td>994</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,090</td> <td>5,409</td> <td>5,122</td> <td>3,965</td> <td>4,099</td> </tr> <tr> <td>いじめ(再掲)</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>12</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>「不明(無言・いたずら)」の内、無言電話は同一番号から複数回掛かった後、相談に至るケースが多い。</p>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	養護相談	1,599	1,511	1,751	1,682	1,506	┆虐待(内数)	204	349	369	304	338	障害相談	105	71	33	18	37	非行相談	9	6	4	2	6	育成相談	1,390	1,583	1,330	1,283	1,037	┆不登校(内数)	81	78	49	48	125	保健相談	100	129	66	85	83	その他	72	55	147	164	436	不明(無言・いたずら)	1,815	2,054	1,791	731	994	合計	5,090	5,409	5,122	3,965	4,099	いじめ(再掲)	18	16	22	12	11
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																					
養護相談	1,599	1,511	1,751	1,682	1,506																																																																					
┆虐待(内数)	204	349	369	304	338																																																																					
障害相談	105	71	33	18	37																																																																					
非行相談	9	6	4	2	6																																																																					
育成相談	1,390	1,583	1,330	1,283	1,037																																																																					
┆不登校(内数)	81	78	49	48	125																																																																					
保健相談	100	129	66	85	83																																																																					
その他	72	55	147	164	436																																																																					
不明(無言・いたずら)	1,815	2,054	1,791	731	994																																																																					
合計	5,090	5,409	5,122	3,965	4,099																																																																					
いじめ(再掲)	18	16	22	12	11																																																																					
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																																																										
評価																																																																										
概ね指針どおり	<p>近年、24時間子ども相談ホットラインには多くの相談が寄せられ、その相談内容も多岐にわたるものとなっている。ホットラインカードの配布や積極的な広報により、市民への周知が進んだものと考えている。</p> <p>これらの、虐待、いじめ等深刻な人権相談をはじめとした多くの相談に、24時間、365日体制で対応することで、その予防や早期発見につながっている。また、相談内容に応じて迅速に専門の関係機関につなぐ機能も果たしており、様々な悩みや不安を抱える子どもや保護者たちに寄り添っている。</p> <p>以上のことから、概ね指針どおりとした。</p>																																																																									
一部課題あり																																																																										
課題あり																																																																										
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																																																										
<p>電話相談においては、相手の表情や雰囲気や掴めない中、言葉だけで悩みや不安を理解することが必要であるため、相談者に安心感を与える傾聴、受容の電話対応力だけでなく、相談者の状況に応じた関係機関の紹介など情報提供力も求められている。</p> <p>引き続き、電話相談員のスキルアップに努める。</p>																																																																										
⑩令和5年度以降の実施計画																																																																										
年間を通して継続実施																																																																										

①推進のための取組み						
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実						
②施策の方向性						
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実						
③事業名		④実施期間		⑤所管局		
北九州市立男女共同参画センター(ムーブ)における相談事業		平成7年度～		総務局		
⑥事業・取組みの内容						
【女性】						
①さまざまな悩みや性別による人権侵害等について、相談員等がジェンダーの視点に立って相談に応じる。						
○こころと生き方の一般相談 こころと生き方、人間関係など様々な問題について相談に応じる。						
○性別による人権侵害相談 DVやセクハラなど、性別による人権侵害について相談に応じる。						
○女性のための元気アップ相談 女性の人生設計(主に就労)の相談にキャリアコンサルタントが応じる。						
○男性のための電話相談 男性の悩みに、男性相談員が応じる。						
○女性のための無料法律相談 弁護士が女性の人権について面接により相談に応じる。						
②相談状況を踏まえ、市民の問題解決につながるような講座等を開設する。						
⑦令和4年度までの実施状況						
男女の心の問題や生き方、性別による人権侵害等について、相談員等がジェンダーの視点に立って相談に応じた。また、弁護士による女性の人権に関する法律相談や、男性相談員による男性のための電話相談窓口を実施した。さらに、相談状況を踏まえ、市民の問題解決につながるような講座を下記のとおり開催した。						
・離婚に関する法律基礎講座(男・女)						
・女性への暴力ゼロ運動特別講座 他						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男女共同参画センター (ムーブ)	こころと生き方の一般相談	2,449	1,865	2,032	3,085	3,596
	性別による人権侵害相談	165	102	84	140	189
	女性のための元気アップ相談	171	158	143	158	187
	男性のための電話相談	33	69	72	78	96
	弁護士による無料電話相談	141	90	84	87	157
	ライン相談					54
合計		2,959	2,284	2,415	3,548	4,279
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由						
評価						
概ね指針どおり	ムーブの相談総件数は前年度比121%(731件の増加)であった。すべての相談事業において増加の傾向が見られたが、特に弁護士による女性のための法律相談は、前年度の2倍の相談があり、うち3人に1人はDVによる離婚の相談であった。					
一部課題あり	また、相談内容で大きく変化したものは、就職や転職、労働環境などの就労に関する相談の増加で、コロナ感染症の影響が大きいと考えられる。					
課題あり	また、ラインによる相談のモデル事業を開始し、傾向や課題の分析を行った。					
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し						
より深刻化している市民の悩みなど、様々な悩みを抱えた市民が、安心して相談できる場を提供するため、引き続き多様な相談事業をより丁寧に実施する。そのために、関係する支援機関との連携を強化する。						
⑩令和5年度以降の実施計画						
継続実施						

①推進のための取組み		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実		
②施策の方向性		
市民活動団体等との連携による人権相談機能の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
外国人市民への相談体制の充実	平成5年度～	企画調整局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【外国人】</p> <p>外国人市民が日常生活での悩み事や法律・ビザ・入管関係の問題などを相談したくても、言葉の問題などにより相談が困難な場合が想定される。</p> <p>そうした課題に対応するため、外国人市民を対象として、悩み事や法律・ビザ・入管関係の問題を無料で相談できる窓口を開設するとともに、必要に応じて通訳を派遣するなど、外国人市民の生活をサポートするもの。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>(公財)北九州国際交流協会との連携による実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民を対象とした無料相談会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・県行政書士会との共催による無料入国・在留・国籍手続き相談会の開催(H5年度～) 【R4:月1回開催。相談件数37件】 ・県弁護士会との共催による無料法律相談会の開催(H6年度～)【R4:月1回開催。相談件数15件】 ・臨床心理士による無料悩みごと相談会の開催(H13年度～)【R4:随時開催。相談件数2件】 ●外国語相談員による一般相談窓口の開設(H20年度～)【R4:相談人数969人、相談件数:1,140件】 ●タブレットを活用した17言語(日本語含む)テレビ電話通訳サービス(R元年度～) ●電話による22言語(日本語含む)通訳サービス(R2年度～) ●学校、区役所等へ行政通訳ボランティアの派遣(H21年度～)【R4:198件※電話対応含む】 		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>コロナ禍の対応として、従来派遣していた行政通訳を電話で対応する等、臨機応援な相談対応を実施している。</p> <p>令和4年度については、全面リニューアルしたホームページのアクセス数が令和3年度の33,844件に対し5.9倍の201,210件となるなど、効果的な情報発信に向けた取組みも成果を挙げている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>引き続き、現在の相談体制を維持・強化するとともに、情報が行き届かないことにより外国人市民が不利益を被らないよう、効果的な情報発信に取り組む。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>平成31年4月に従来の外国人相談窓口の機能を拡充した「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を開設以降、相談件数も増加傾向にあり、また、相談内容も多岐にわたっている。当センターについて、引き続き効果的な広報を実施し、外国人市民への周知を図っていくとともに、関係機関等との協働体制の維持・構築に努める。</p>		

2 人権施策を推進するための取組み

(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援

企業との連携を強化しながら企業の人権啓発活動に対する支援を行うなど、企業の人権意識を高め、地域貢献に取り組みやすい環境を整えます。

〈施策の方向性〉

- ・北九州市人権問題啓発推進協議会や企業内同和問題研修推進委員会等との連携による人権に配慮した取組みへの支援
- ・人権啓発資料や講師情報の提供など職場研修等への支援
(該当事業なし)
- ・企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援

①推進のための取組み		
第3章 2-(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援		
②施策の方向性		
北九州市人権問題啓発推進協議会や企業内同和問題研修推進委員会等との連携による人権に配慮した取組みへの支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲) 第3章 2-(1) 第4章 2-(2)-④,⑦	昭和50年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
【人権全般】		
<p>北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する全市を挙げた組織である。</p> <p>北九州市、北九州市教育委員会等との連携のもと、主に会員を対象にした研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成、配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行っている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
事務局を人権推進センター内に置いて連携を図るとともに、人権啓発事業に要する経費の一部を助成している。		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>令和5年3月末日現在での会員数は375(うち企業部会272)。協議会では、企業への人権研修に力を入れており、全会員研修会や市と共催での人権啓発推進者養成講座等を実施している。</p> <p>令和4年度全会員研修会の受講者アンケートでは、回答者が講演内容について「大変良かった」「よかった」と回答した割合が、1回目研修会では約74%、2回目研修会では約90%であり、高い啓発効果が得られたと考えられる。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>事業自体は、会員団体の総意をもとに順調に実施してきており、各団体の人権啓発ならびに、人権啓発推進者の養成に寄与してきている。</p> <p>今後の課題は、新規会員団体の確保であり、北九州市人権問題啓発推進協議会加入の利点を企業内同和問題研修推進委員会関連企業などに呼びかけていく必要がある。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、人権啓発推進者養成講座等の開催 ・人権啓発研究集会等への会員企業等従業員の研修派遣 ・人権啓発資料の作成、配布や啓発ビデオ等の整備、貸出 ・人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会への参加登録促進 などの支援 		

①推進のための取組み		
第3章 2-(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援		
②施策の方向性		
企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実	平成11年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権に関する図書、DVD、「明日への伝言板」CDの貸出しを行うほか、視聴コーナーを開設。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>同和問題(部落差別)・ハラスメント・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など様々な人権課題に係る図書、DVD等を整備し、貸出しを行っている。ホームページでこれら視聴覚教材の貸出案内を行っている。</p> <p>R4年度利用実績:1,086回、視聴者16,953人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視聴コーナーは、年間を通じて閉鎖した。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	貸出し要望の多い同和問題(部落差別)や各種ハラスメントなどに関するもの、新規に発生した人権課題に関するものなど、多様化する人権課題とニーズに対応したライブラリーの整備を行い、企業や各種団体等の人権研修や人権啓発活動への支援を継続して行うことにより、企業等の人権意識の向上に役立つことができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
「人権問題に関する市民意識調査」(令和2年度実施)の結果を受け、市民に関心が高い「障害のある人」や「子ども」の人権、「インターネットやSNSによる人権侵害」に関するDVDや図書整備について、更なる充実を目指す。また、多様化、複雑化する人権課題に対応した整備を行うため、人権を取り巻く情勢の把握に努める。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
今後も利用者のニーズに応えるようライブラリーの整備・充実に努める。		

①推進のための取組み		
第3章 2-(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援		
②施策の方向性		
企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲) 第3章 2-(1) 第4章 2-(2)-④,⑦	昭和50年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
【人権全般】		
<p>北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する全市を挙げた組織である。</p> <p>北九州市、北九州市教育委員会等との連携のもと、主に会員を対象にした研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成、配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行っている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
事務局を人権推進センター内に置いて連携を図るとともに、人権啓発事業に要する経費の一部を助成している。		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>令和5年3月末日現在での会員数は375(うち企業部会272)。協議会では、企業への人権研修に力を入れており、全会員研修会や市と共催での人権啓発推進者養成講座等を実施している。</p> <p>令和4年度全会員研修会の受講者アンケートでは、回答者が講演内容について「大変良かった」「よかった」と回答した割合が、1回目研修会では約74%、2回目研修会では約90%であり、高い啓発効果が得られたと考えられる。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>事業自体は、会員団体の総意をもとに順調に実施してきており、各団体の人権啓発ならびに、人権啓発推進者の養成に寄与してきている。</p> <p>今後の課題は、新規会員団体の確保であり、北九州市人権問題啓発推進協議会加入の利点を企業内同和問題研修推進委員会関連企業などに呼びかけていく必要がある。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、人権啓発推進者養成講座等の開催 ・人権啓発研究集会等への会員企業等従業員の研修派遣 ・人権啓発資料の作成、配布や啓発ビデオ等の整備、貸出 ・人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会への参加登録促進 などの支援 		

2 人権施策を推進するための取組み

(9) 地域の拠点機能の充実

地域交流センターは、人権啓発の地域の拠点として機能の充実に努めます。また、市民センターは「人権文化のまちづくり」の拠点となる環境づくりに努めます。

〈施策の方向性〉

- ・地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)
- ・研修の充実による職員の資質向上
- ・地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)
- ・地域における、地域交流センターと市民センターの連携強化

①推進のための取組み		
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実		
②施策の方向性		
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権週間に伴う啓発行事(再掲)	第3章 2-(6) 第4章 2-(2)-①	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
【人権全般】		
法務省の定める主な人権課題などに関する人権啓発行事を人権週間にあわせて行うもの。		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>12月4日～10日の人権週間については、人権文化推進課の人権啓発の中でも、最重要と位置づけ、毎年継続して各種人権啓発行事を行う。</p> <p>【令和4年度の実施内容】</p> <p>①記念講演会 12月3日(土)黒崎ひびしんホール 講師：料理研究家 コウケンテツ テーマ：外国人・女性「食を通して人が、世界がつながる」 12月9日(金)北九州芸術劇場 講師：俳優・タレント・歌手 つるの剛士 テーマ：子ども・インターネット「もっと広がれ！子どもの笑顔！」</p> <p>②街頭啓発：八幡西区黒崎駅前商店街及び小倉北区小倉駅前ペDESTリアンデッキにて実施</p> <p>③作品募集及び展示 作品募集：人権についてのポスター、標語作品を募集し、入選作品を表彰 標語：応募総数 2,805作品 ポスター：応募総数 232作品 作品展示：教育委員会が募集した市内の小・中・特別支援学校の児童・生徒のポスター、書写、標語等の作品を各区において展示</p> <p>④広 報：市政だより等への掲載、新聞広告、懸垂幕・横断幕の掲出、ポスター掲示(市有施設・JR駅等)、 公用車ステッカー掲示、CMテレビ放映等。</p> <p>⑤啓発情報紙：「いのち あい ころ」作成、市内各世帯に配布(市政だより12月1日号と同時配布)</p> <p>⑥ふれあいフェスタの開催：11月20日(日)、ウエルとばた</p> <p>⑦北朝鮮人権侵害問題啓発行事 講演会・アニメ「めぐみ」上映：10月10日(月・祝)ウエルとばた2階 多目的ホール 講師：北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局長 飯塚 耕一郎(拉致被害者田口八重子さんの子息) 拉致被害者御家族のビデオメッセージ上映：11月20日(日)ウエルとばた2階 ふれあいフェスタ2022会場内 パネル展：12月3日(土)～12月11日(日)ムーブ1階交流広場</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>例年、人権週間期間中、各区において地域の団体や行政機関等と連携して多くの啓発行事を実施することができ、また多くの市民、団体が参加している。</p> <p>講演会で行った来場者アンケートの結果においても、「講演会の内容は大変よかった・よかった」、「今回の講演会に参加して人権問題についての関心・理解が大変深まった・深まった」のいずれもが約90%の高い評価を得ることができた。</p> <p>啓発であるため、数値指標等で示すことはできないものの、講演会以外の取組みとも合わせ、多くの市民に対し、集中的・効果的に人権意識を高揚することができたことが大きな効果といえる。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
引き続き、市民や関係団体との連携を図り、啓発行事への参加を一層促進する。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
継続実施		

①推進のための取組み		
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実		
②施策の方向性		
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化(再掲) 第3章 2-(6),(7)	平成19年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部(法テラス北九州)と情報交換を行い、連携を図りながら、複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、相談機能の充実を図っている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>平成18年度より毎年1回程度3機関の担当者が集まり、相談業務の現状について情報交換や意見交換を行っている。令和4年度は、令和4年5月24日人権推進センターにて、令和2年度及び3年度における各機関の相談業務の状況等についての情報交換会を開催。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>3機関の情報・意見交換を通じ、相談機能の強化を図ることは、複雑化・多様化する相談内容＝市民ニーズに適切に対応していくために不可欠な取組みであり、3機関ともに、今後も継続していくことで合意している。互いに相談者を引き継ぎやすくなり、迅速な対応が可能となっている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>より一層有意義な情報交換の場とするよう工夫し、引き続き連携を深めていく。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
継続実施		

①推進のための取組み																											
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実																											
②施策の方向性																											
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)																											
③事業名		④実施期間	⑤所管局																								
地域包括支援センター運営事業(再掲)	第3章 2-(6)	平成18年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																											
<p>【高齢者】</p> <p>高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくため、高齢者のための保健・医療・福祉・介護の総合相談窓口である地域包括支援センターを平成18年度に設置した。地域包括支援センターは、地域における高齢者の実態を的確に把握し、早期に必要なサービスにつなげられるよう総合的なマネジメントを行うなど、地域全体を包括的にケアしていくネットワークの拠点としての役割を果たしている。</p> <p>本市は直営で運営しており、高齢者人口や日常生活圏などを踏まえ、区役所、出張所に24か所の地域包括支援センター及び地域包括支援センターをバックアップする統括支援センターを各区1か所、合計31か所に設置している。</p> <p>また、高齢者等がより身近なところで相談できる体制を強化するため、地域包括支援センター職員が市民センター等を巡回する「高齢者いきいき相談」を随時開催している。</p> <p>さらに、相談者の都合に合わせて気軽に立ち寄れる介護等の相談窓口として、公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会の会員施設のうち約50か所に「まちかど介護相談室」を設置し、地域包括支援センターの受付時間外(土曜日・日曜日等)でも相談に応じる体制づくりをしている。</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保健・医療・福祉・介護に係る総合相談 ・介護予防ケアマネジメント ・高齢者の権利擁護・虐待防止 ・包括的・継続的ケアマネジメント ・その他在宅福祉サービスの利用相談 																											
⑦令和4年度までの実施状況																											
<p>【平成18年度事業開始】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間相談件数</td> <td>約208,000</td> <td>約210,000</td> <td>約220,000</td> <td>約220,000</td> <td>約226,000</td> </tr> <tr> <td>年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談</td> <td>6,210</td> <td>7,001</td> <td>7,210</td> <td>8,826</td> <td>9,913</td> </tr> <tr> <td>権利擁護に関する相談件数のうち、虐待に関する相談</td> <td>3,520</td> <td>3,639</td> <td>3,909</td> <td>5,157</td> <td>6,387</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:件)</p>					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年間相談件数	約208,000	約210,000	約220,000	約220,000	約226,000	年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談	6,210	7,001	7,210	8,826	9,913	権利擁護に関する相談件数のうち、虐待に関する相談	3,520	3,639	3,909	5,157	6,387
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																						
年間相談件数	約208,000	約210,000	約220,000	約220,000	約226,000																						
年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談	6,210	7,001	7,210	8,826	9,913																						
権利擁護に関する相談件数のうち、虐待に関する相談	3,520	3,639	3,909	5,157	6,387																						
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																											
<p>評価</p> <p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>行政機関、地域を見守る民生委員・児童委員、地域の方々、企業と連携を取りながら、高齢者の人権を尊重しつつ取り組んでいる。また、課題を早期に発見し、早期の相談につながるよう、地域包括支援センターのリーフレットやマグネットを作成し、地域の方や介護保険事業者及び医療機関などに広く配布し、「地域包括支援センター」や「まちかど介護相談室」のPRを積極的に行った。さらに、ケアマネジャーを対象としたケアマネジメント研修における高齢者虐待防止に関する研修の実施等により、虐待への関心や意識の高まりが相談件数の増加や早期の相談へと繋がっている。</p>																										
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																											
<p>相談内容については、権利擁護に関する相談、とりわけ虐待に関する相談が近年増加傾向にある。そのため、虐待等の困難事例への対応の強化やサービスの質を確保するため、人材の育成や効率的な人員配置による相談体制・機能の充実、及び関係機関との連携がさらに重要となる。</p> <p>また、課題の早期発見、早期相談につなげるため、引き続き「地域包括支援センター」や「まちかど介護相談室」のPRを行っていく必要がある。</p>																											
⑩令和5年度以降の実施計画																											
<p>今年度も引き続き、地域が抱える課題の早期発見・把握に努め、関係団体等との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を進めていくとともに、「地域包括支援センター」や「まちかど介護相談室」のPRを積極的に行うもの。</p> <p>また、相談件数は年々増加傾向にあり、内容も複雑化、多様化しているため、引き続き、子ども家庭局や産業経済局等の他局と連携を図るとともに、地域ケア会議や研修等を実施し、職員の質の向上に努め、相談内容に適切に対応していくもの。</p>																											

①推進のための取組み														
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実														
②施策の方向性														
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)														
③事業名	④実施期間	⑤所管局												
地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業 (再掲) 第3章 2-(6)	平成17年度～	保健福祉局												
⑥事業・取組みの内容														
【人権全般】														
「人権文化のまちづくり」を推進するため、地域交流センター(9館)と市民センター等が連携して、人権講演会や各種講座の開催、地域交流事業などに積極的に取り組んでいく。														
⑦令和4年度までの実施状況														
地域交流センターと市民センター等が連携し、人権講演会や人権フェスティバルを行うなど、市民センターとの連携・協働を積極的に図りながら、人権啓発事業や地域交流事業に取り組んだ。														
【市民センター等と連携した事業】														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>4事業</td> <td>9事業</td> <td>15事業</td> </tr> <tr> <td>市民センター等の数</td> <td>4館</td> <td>13館</td> <td>17館</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	R2	R3	R4	事業数	4事業	9事業	15事業	市民センター等の数	4館	13館	17館
区 分	R2	R3	R4											
事業数	4事業	9事業	15事業											
市民センター等の数	4館	13館	17館											
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評 価														
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市民センターとの連携強化は人権課題解決にとって有意義であり、「人権文化のまちづくり」の推進に寄与したものとする。 連携により、該当事業の参加者は、2,500人以上となった。													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
講演会では参加者が固定化されないよう、テーマや講師、開催日時の工夫が必要である。														
⑩令和5年度以降の実施計画														
地域交流センター及び市民センター等の講座やクラブ等で制作した作品展の開催や共催で人権講演会を行う。														

①推進のための取組み					
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実					
②施策の方向性					
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)					
③事業名		④実施期間		⑤所管局	
自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援 (再掲) 第3章 2-(2),(6) 第4章 2-(1)-②-1,2-(2)-①,⑤		平成11年度～		保健福祉局	
⑥事業・取組みの内容					
<p>【人権全般】</p> <p>自助グループ(セルフヘルプ・グループ)とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めることを目指す活動を行うグループもある。</p> <p>そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるための啓発を行う。</p> <p>(1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。</p> <p>(2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。</p>					
⑦令和4年度までの実施状況					
(1)セルフヘルプ・フォーラム (平成11年度より年1回開催)					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 ※	令和3年度	令和4年度
開催日	11月3日(土・祝)	11月4日(月・祝)	-	11月3日(水・祝)	11月3日(木・祝)
参加人数	約220名	約190名	-	87名	101名
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止					
(2)北九州セルフハート会議 (平成11年度より開催)毎月第4月曜日19:00～					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	10回	10回	7回	7回	11回
参加人数	延167名	延124名	延91名	延82名	延111名
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由					
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>北九州セルフハート会議の活動を通して、市民活動としての自助グループの活動を支援し、さらにセルフヘルプ・フォーラムを開催することで、その情報や重要性を市民に情報提供することができた。また、各グループのメンバーが抱える悩み(障害・病気等)や問題について、同じような悩みを持つ市民と各グループとの出会いの場を提供する機会となっている。</p>				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し					
参加者や参加グループが固定化される傾向があるため、一般市民や新たなグループの参加が増えるよう広報する必要がある。					
⑩令和5年度以降の実施計画					
(1)セルフヘルプ・フォーラム 継続実施予定					
(2)北九州セルフハート会議 毎月1回開催					

①推進のための取組み		
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実		
②施策の方向性		
研修の充実による職員の資質向上		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
市民センター館長研修会(再掲) 第3章 2-(4) 第4章 2-(1)-②-ウ	平成15年度 以前～	市民文化スポーツ局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>地域におけるコミュニティ活動や生涯学習活動について、必要な知識を学ぶとともに、館長の果たすべき役割について考える。また、地域づくりの拠点である市民センターの館長として必要な能力の向上を図る。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>毎年度実施している市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを実施した。 (令和4年度研修回数:1回)</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市民センターで実施する人権学習の必要性について理解を深め、館長の資質向上を図ることができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
継続的な取組が必要。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを引き続き実施。		

①推進のための取組み														
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実														
②施策の方向性														
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)														
③事業名		④実施期間		⑤所管局										
人権の約束事運動推進活動支援事業(再掲)		第3章 2-(2)		平成21年度～ 保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容														
【人権全般】														
「人権文化のまちづくり」に向けた実践活動の一つである人権の約束事運動を推進するための活動への支援(補助金交付)を行うことにより、人権啓発事業における市民参加と同運動の一層の推進を図ることを目的としている。														
⑦令和4年度までの実施状況														
<p>補助金申請資格者は人権の約束事運動の参加登録団体であり、対象となる活動は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動 ・人権文化のまちづくりを進めるイベントであって、その中において人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動が行われるもの ・登録した人権の約束事運動の実践のための活動 														
<p style="text-align: center;">【補助金交付団体数】 (単位:団体)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </tbody> </table>					H30	R1	R2	R3	R4	11	11	6	7	8
H30	R1	R2	R3	R4										
11	11	6	7	8										
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評 価														
概ね指針どおり	<p>制度開始から10年以上が経過し、83団体(延べ147団体)が補助金を活用して、人権文化のまちづくりに向けた事業を実施し、登録団体の拡大にもつながった。実施事業における人権テーマは、同和問題(部落差別)、障害のある人、外国人、女性、子ども等、多岐に亘っている。</p> <p>令和4年度は8団体が補助金を活用し、子ども、障害のある人、高齢者等人権課題への理解の促進を目的とした講座や行事を実施した。多くの市民が参加し、また、団体の新規登録もあったため、人権啓発事業における市民参加と同運動の一層の推進を進められたと考える。</p>													
一部課題あり														
課題あり														
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
<p>この支援事業を実施することで、登録団体も増加している。人権の約束事運動の更なる広がりを目指して、今後も参加登録団体に対して事業の周知を行い、当該補助金の活用を通して登録団体の拡大を目指す。また、平成30年度から、事業の内容について、より効果的な事業が採択される仕組みづくりを行った。</p>														
⑩令和5年度以降の実施計画														
<p>今後も、人権文化のまちづくりに資する事業、人権の約束事運動の周知、参加登録の促進、波及につながる活動を支援していく。</p>														

①推進のための取組み								
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実								
②施策の方向性								
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)								
③事業名	④実施期間	⑤所管局						
ボランティア活動促進事業(再掲)	第3章 2-(2)	平成元年度～ 保健福祉局						
⑥事業・取組みの内容								
<p>【人権全般】</p> <p>ボランティア活動に対する地域住民の理解を高め、より多くの人々が身近なところでボランティア活動に参加できるよう、各区にボランティア・市民活動センターを開設し、市内のボランティア活動の活性化や、ニーズに対応したコーディネート、さらにボランティアに関する研修、啓発、活動支援へ取り組む。</p>								
⑦令和4年度までの実施状況								
<p>各区ボランティア・市民活動センターにコーディネーターを配置し、主に福祉分野を対象にしたボランティアのコーディネートのほか、各区の特徴・実態に合ったボランティア・NPO各団体等の活動支援を行った。</p> <p style="text-align: center;">【令和4年度実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ボランティア登録団体</td> <td>583団体</td> </tr> <tr> <td>ボランティア登録人数</td> <td>18,320人</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動に関する相談件数</td> <td>36,705件</td> </tr> </table>			ボランティア登録団体	583団体	ボランティア登録人数	18,320人	ボランティア活動に関する相談件数	36,705件
ボランティア登録団体	583団体							
ボランティア登録人数	18,320人							
ボランティア活動に関する相談件数	36,705件							
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由								
評 価								
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>ボランティア・市民活動者を養成する研修及び実際の活動に携わる際のオリエンテーションにおいて、その活動が人権を尊重し、配慮したものとなるよう指導を行っている。ボランティア等活動者の人権に対する意識の向上に資するものである。</p>							
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し								
<p>中間支援組織等の関係機関・団体と連携し、幅広い市民に活動の機会を提供することで活動の担い手の育成を図り、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう地域の生活支援力の向上を図る。</p>								
⑩令和5年度以降の実施計画								
各区ボランティアセンターにおける、ボランティアコーディネート、研修、啓発活動、相談支援、情報提供等								

①推進のための取組み			
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実			
②施策の方向性			
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)			
③事業名		④実施期間	⑤所管局
人権文化のまちづくり活動等事業補助(再掲) 第3章 2-(2)		平成19年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容			
【同和問題】			
人権問題解決のために自主的な活動を行っている団体等が、人権文化のまちづくりに資する事業を実施する場合に補助金を交付する。			
⑦令和4年度までの実施状況			
地域において、学習会・研修会を開催したり相談事業や指導者の育成等を団体へ助成を行った。			
	実施主体	学習会・研修会	指導者の育成 (研究大会等への派遣)
	部落解放同盟	50回 延べ767名	6会場 延べ292名
	全日本同和会	119回 延べ2,567名	5会場 延べ60名
	地域人権運動協議会		3会場 延べ50名
	合計	169回 延べ3,334名	14会場 延べ402名
			相談事業 566件
			407件
			27件
			1,000件
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由			
評価			
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>「人権文化のまちづくり」を推進する観点から人権課題解決のために自主的な活動を行う団体が行う人権文化のまちづくりに資する事業に助成することは目的達成に資するものである。</p> <p>その上で、団体が主催する人権に関する学習会・研修会等の開催、人権に関する指導者育成のための研究集会への参加、人権に関する相談事業は同和問題の課題解決には必須であると考える。</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し			
継続的な取組みが必要。			
⑩令和5年度以降の実施計画			
引き続き人権課題解決のために自主的な活動を行っている団体を助成し、「人権文化のまちづくり」を進めていく			

①推進のための取組み														
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実														
②施策の方向性														
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)														
③事業名		④実施期間		⑤所管局										
地域総括補助金(再掲)		第3章 2-(2)		平成16年度～ 市民文化スポーツ局										
⑥事業・取組みの内容														
<p>【人権全般】</p> <p>地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市各部署が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する。</p>														
⑦令和4年度までの実施状況														
<p style="text-align: center;">【導入件数】 (単位:団体)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">134</td> <td style="text-align: center;">136</td> <td style="text-align: center;">136</td> </tr> </tbody> </table>					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	133	133	134	136	136
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度										
133	133	134	136	136										
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評価														
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>既存の補助金を一本化したことにより、各団体の活動や補助金を知ることができ、各団体間での共通認識や相互の理解が深まった。</p> <p>また、団体間の連絡協議が行われるようになり、各団体が連携して地域課題へ取り組むようになった。</p>													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
<p>まちづくり協議会未設置校区に対して、まちづくり協議会の意義や地域総括補助金制度をより深く理解してもらえよう、引き続き事業の趣旨等の説明を行う。</p>														
⑩令和5年度以降の実施計画														
<p>全校区にまちづくり協議会の設置を目指す。</p>														

①推進のための取組み		
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実		
②施策の方向性		
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
NPO・市民活動促進事業(再掲)	第3章 2-(2)	平成13年度～ 市民文化スポーツ局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>市民活動サポートセンターを拠点に、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、講演会の開催などの各種支援を実施し、NPO・市民活動団体の活性化及び活動参加のきっかけづくりを支援するとともに、活動の場や交流機会の提供を行い、団体間のネットワークづくりを促す。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>次の事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動サポートセンターの運営(NPO・市民活動の相談・助言) ・活動情報の提供(広報誌年4回、メールマガジン月1回発行) ・専門講座(令和4年度:13回)、啓発講演会(令和4年度:1回)の開催 ・NPO、市民活動に関する職員研修・セミナーの開催 ・NPO税務相談(月1回程度)、NPO法人認証相談(随時)の実施 ・団体間の交流の機会の提供(NPO活動発表会11回開催) 		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>人権に関する活動を行うNPO等に対する相談・助言等、側面的支援が実施できた。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり 課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
継続して事業を実施する。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
NPO法人及び市民活動団体の立ち上げ支援や、立ち上げ初期のNPO法人に対する側面支援・育成等、市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動を促進する講座の実施や情報提供の充実を図る。		

①推進のための取組み														
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実														
②施策の方向性														
地域における、地域交流センターと市民センターの連携強化														
③事業名	④実施期間	⑤所管局												
地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業（再掲） 第3章 2-(6)	平成17年度～	保健福祉局												
⑥事業・取組みの内容														
【人権全般】 「人権文化のまちづくり」を推進するため、地域交流センター(9館)と市民センター等が連携して、人権講演会や各種講座の開催、地域交流事業などに積極的に取り組んでいく。														
⑦令和4年度までの実施状況														
地域交流センターと市民センター等が連携し、人権講演会や人権フェスティバルを行うなど、市民センターとの連携・協働を積極的に図りながら、人権啓発事業や地域交流事業に取り組んだ。														
【市民センター等と連携した事業】														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>4事業</td> <td>9事業</td> <td>15事業</td> </tr> <tr> <td>市民センター等の数</td> <td>4館</td> <td>13館</td> <td>17館</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	R2	R3	R4	事業数	4事業	9事業	15事業	市民センター等の数	4館	13館	17館
区 分	R2	R3	R4											
事業数	4事業	9事業	15事業											
市民センター等の数	4館	13館	17館											
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評 価														
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市民センターとの連携強化は人権課題解決にとって有意義であり、「人権文化のまちづくり」の推進に寄与したものとする。 連携により、該当事業の参加者は、2,500人以上となった。													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
講演会では参加者が固定化されないよう、テーマや講師、開催日時の工夫が必要である。														
⑩令和5年度以降の実施計画														
地域交流センター及び市民センター等の講座やクラブ等で制作した作品展の開催や共催で人権講演会を行う。														